

募集型企画旅行条件書（国内）

お申込みの際には、必ず旅行条件書をご確認のうえ、お申込みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベル[東京都中央区日本橋室町1-2-4、観光庁長官登録旅行業第1987号(以下「当社」といいます。)]が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けず。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。
- (4) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し、次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- ① お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に促った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- ② 前①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットに記載した下記申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	申込金(お1人さま)
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が6万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	12,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	6,000円以上旅行代金まで

- (2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立してならず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、第26項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) (4)の契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第27項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当社らは、(4)の契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、(4)の契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8) ①募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- ②前①の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

3-2. キャンセル待ちの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「キャンセル待ちの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (1) お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「キャンセル待ち期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立してならず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2) 当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (4) 当社らは、キャンセル待ち期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社らは、キャンセル待ち期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきます。
- (6) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得てお客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合、当社らは申込金相当額を「お預り金」として申し受けます。ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合」又は「結果として予約ができなかった場合は、当社らは当該お預り金を全額払い戻します。
- (7) 本項(6)の場合で、キャンセル待ちコースの契約の成立は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行い、お預り金を申込金として充当した時に成立するものとします。

4. お申込み条件

- (1) 15歳以上18歳未満の未成年の方のみのご参加、または親権者以外の方が同行される場合には、親権者の同意書提出が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部について内容を変更させていただく場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が、当社らに対して暴力行為、又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、障害をお持ちの方、車椅子の手配などで特別の配慮を必要とする方、観光中の歩行や日常的な動作について困難を感じる方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする方、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (7) 当社は、本項(1)(2)(6)の場合で、当社よりお客様に参加可否等の通知が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (8) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (9) お客様のご都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受け付ける場合があります。
- (10) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。お申込みの際には、必ず旅行条件書をご確認のうえ、お申込みください。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。お客様が旅行開始日の7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、交付期日前であってもお問合せいただければ当社は手配状況について説明します。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第26項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- (2) 本項(1)の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

- (2)旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日ご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は「旅行代金(又は基本代金)」として表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、消費税等諸税・サービス料金及び特に明示したその他の費用等。
- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。
- (3)その他のホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したもの。
上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)宿泊施設利用における宿泊税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税を除く)、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。)
- (3)クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- (5)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学科・食事代・写真代・交通費等)
- (6)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
- (7)ご自宅から発着地までの交通費(駐車場代)・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費(ホームページ、パンフレットに「旅行代金に含まれる」と表記してある宿泊費を除きます。)

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
- ②ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
- ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤パンフレット等で当社が「クラスJ」、ファーストクラス、プレミアムクラス」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- ⑥その他ホームページ、パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの
- (2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
- ①ホームページ、パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替[交替手数料]

(1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、下記の手数料とともに当社に提出していただきます。
[交替手数料]

船舶を含む旅行	旅行開始日の前日から起算して20日目～出発前まで	11,000円
宿泊を含む旅行	旅行開始日の前日から起算して20日目～出発前まで	3,300円
日帰り旅行	旅行開始日の前日から起算して10日目～出発前まで	1,100円

- (2)本項(1)の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。
なお当社は、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任とならない各種ロケーションの取扱い上の事由に基づきお取り消しになる場合も、所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。
①「下記②・③・④以外の」旅行

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3～6を除く)	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
貸切船舶を利用する募集型企画旅行		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考(一)取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

②「宿泊プラン」など宿泊サービスのみを内容とする場合

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 6日目にあたる日以前の解除	無料
	2) 5日目にあたる日以降の解除(3～5を除く)	取消人員14名以下の場合：無料 取消人員15名以上の場合：旅行代金の20%
	3) 3日目にあたる日以降の解除(4～5を除く)	旅行代金の20%
	4) 当日の解除(5を除く)	旅行代金の50%
	5) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ③旅程中に船舶を利用し、ホームページ、パンフレットにクルーズ約款を適用する旨の明示がある旅行……ホームページ、パンフレットに明示する取消料に拠ります。
- ④その他ホームページ、各パンフレット上に適用取消料の明記がある場合、それぞれに記載の取消料を適用します。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前
- ①お客様の解除権
- ア. お客様は取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
契約解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします。なお営業時間外のご連絡の場合は、お取消料は翌営業日のお取消料を申し受けます。
- イ. お客様は次の各項に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
- a. 第11項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- d. 当社がお客様に対して、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき
- e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
- ウ. 当社は本項(1)の①の「ア」により旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。
取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の①の「イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。
- エ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。

(3)当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 22 項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

25. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③で規定する変更を除きます。)、第 7 項で定める「旅行代金の適用」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 21 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置
- ②第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③募集ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「お支払い対象旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1 件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①ホームページ、パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ、パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ、パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0%	2.0%
④ホームページ、パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ、パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ、パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑦ホームページ、パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑧上記の①～⑦に掲げる変更のうちホームページ、パンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：最終旅行日程表が交付された場合は、「ホームページ、パンフレット」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。

注 2：①については「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ 1 件として算出します。

注 3：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場 1 該当事項毎に 1 件とします。

注 4：③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取扱います。

注 5：④の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 6：④・⑥・⑦に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 7：⑦については、変更の対象ごとに好条件の客室への変更のときは、補償対象外とします。

26. 通信契約による旅行条件

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。
- (受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第 14 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は 14 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

27. 個人情報の取扱

- (1)当社は、旅行お申込みの受け付けに際し、お客様から所定の申込書にて、お申込みいただいた旅行のサービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報を、お客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただきましたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・メールアドレスなど)について、お客様とのご連絡に利用させていただきま、お申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社などに対し、電子的方法などにより提供いたします。
- このほか、当社らは①会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。また、旅行手配、統計処理などのために、業務を委託する場合があります。
- (2)当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・旅行内容などのお客様へのご連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。またその管理は当社が責任を持って行います。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品および催し物内容などのご案内や、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただく場合がございます。なお、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシーについては、グループ本社ホームページ(https://www.imhds.co.jp/)をご参照ください。
- (3)当社は、旅行先でのお客様の買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供する場合があります。この場合、お客様の氏名・搭乗日および搭乗される航空便名などにかかわる個人情報を、あらかじめ電子的方法及びファクシミリなどで送付することにより提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込みの販売店にお申し出ください。
- (4)当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (5)旅行のお申込みに際しご提出いただいた個人情報について、個人情報の開示をご希望される場合は、当社グループのプライバシーポリシーをご確認のうえ、ご連絡ください。
- 個人情報保護管理者：総務部 部長

28. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。

29. その他

- (1)お客様が個人的案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪け、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、これらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)こども代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 歳以上、12 歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。
- (5)お客様が、航空会社の任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配業務・旅程管理業務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別保証責任は免除となりますので、ご了承ください。
- (6)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は第 21 項(1)ならびに第 25 項(1)の責任を負いません。
- (7)インシュリン注射など医療用器具を航空機内に持ち込むためには、利用航空会社によっては医師の英文診断書や事前に申請手続きが必要となる場合がございます。また医療用麻薬をご持参される方は、地方厚生局や税関など各官公庁にて事前の申請手続きが必要となります。上記に該当される方は、お早めに当社まで申し出ください。
- (8)総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なくパンフレットに記載の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください
- ※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

30. 約款準拠

本旅行条件書面に記載のない事項は、当社旅行業務約款募集型企画旅行契約の部または法令に定めるところ、もしくは一般に確立された慣習によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社約款は、当社ホームページ <https://www.min-travel.co.jp> からご覧になれます。

以上

2023.08